

会 員 登 録 規 程

第1条 (目 的)

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第6条及び連盟加盟団体規程第2条の規定に基づく財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）への会員登録に関し、必要事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (会 員)

連盟がいう会員とは、連盟会則第3条の趣旨に賛同し、連盟加盟団体に属する個人で日本連盟に会員登録した者をいう。

第3条 (会員登録)

1. 社会人及び小学生で連盟に加盟しようとする者は、連盟加盟団体に所属し、日本連盟に会員登録しなければならない。
2. 高体連、中体連から加盟しようとするソフトテニス関係者と選手は、専門部を通じ日本連盟に会員登録しなければならない。
3. 千葉学連のソフトテニス関係者と選手は、日本学生ソフトテニス連盟を通じ日本連盟に会員登録しなければならない。

第4条 (会員登録の時期)

1. 会員登録の手続きは、日本連盟が定める様式に従い毎年行うものとする。
2. 会員登録は、毎年4月1日から6月30日までの間に手続きを完了しなければならない。但し、新規会員登録は随時登録できる。

第5条 (会員登録料)

会員登録料は、次のとおりとする。

- (1) 社会人 1, 500円 (日本連盟 1,000円 連盟 500円)
- (2) 高体連 1, 000円 (日本連盟 500円 連盟 200円 高体連 300円)
- (3) 中体連 1, 000円 (日本連盟 500円 連盟 200円 中体連 300円)
- (4) 小学生 1, 000円 (日本連盟 500円 連盟 500円)

第6条 (登録内容の変更)

会員が転居等により加盟団体等登録内容が変更となる場合は、日本連盟が定める様式に従い、登録内容の変更手続きをしなければならぬ。

第7条 (会員資格)

連盟が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加する者は、連盟の会員でなければならない。

第8条 (会員登録の取消し)

競技者が次の各号に該当した場合は、会員登録を取り消す。

- (1) 会員としての資格を失った場合。
- (2) 連盟会則又は加盟団体規程等に違反した場合。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。